

兵庫県公報

令和5年3月1日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 持続可能な兵庫づくり基金条例（財政課）	2
○ 美術品等取得基金条例等の一部を改正する等の条例（同）	2
○ 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（税務課）	3
○ 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例（下水道課）	3
○ 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（特別支援教育課）	4
○ 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（社会教育課）	4
○ 安心子ども基金等設置条例の一部を改正する条例（スポーツ振興課）	5

公布された法令のあらまし

◎持続可能な兵庫づくり基金条例（条例第1号）

次世代産業の競争力の強化及び脱炭素社会の実現に資する事業の資金に充てるため、持続可能な兵庫づくり基金を設置することとした。

◎美術品等取得基金条例等の一部を改正する等の条例（条例第2号）

県政改革方針を踏まえ、美術品等取得基金等の基金の県債管理基金への積立てを廃止することとし、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 美術品等取得基金条例
- 2 市町財政等調整基金条例
- 3 勤労者福祉基金条例
- 4 芸術文化センター事業基金条例
- 5 芸術文化振興基金条例
- 6 県民緑税条例
- 7 はばタンスポーツ基金条例
- 8 ふるさとひょうご寄附基金条例
- 9 県有施設等整備基金条例
- 10 地域創生基金条例
- 11 森林環境事業基金条例
- 12 関連法人事業基金条例
- 13 基金管理特別会計条例

◎離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

離島振興法の一部改正により、同法の有効期限が延長されたことを踏まえ、離島振興対策実施地域における事業税等の課税を免除する措置の期限を令和15年3月31日まで延長することとした。

◎法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

下水道法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

◎兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

兵庫県立むこがわ特別支援学校（以下「むこがわ特別支援学校」という。）の新校舎の整備に当たり、工期を延長する必要があるため、兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和3年兵庫県条例第34号）のうちむこがわ特別支援学校の幼稚部及び保育相談を行うための施設に係る改正規定の施行期日について所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（条例第6号）

兵庫県立美術館の西宮分館を廃止することとした。

◎安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第7号）

国のホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金を活用して行う事業が終了したことに伴い、当該事業の資金に充てるため設置したホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を廃止することとし、所要の整備を行うこととした。

条 例

持続可能な兵庫づくり基金条例をここに公布する。

令和5年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第1号

持続可能な兵庫づくり基金条例

（設置）

第1条 県は、技術革新の進展に即応した高度な産業技術を利用する産業の競争力の強化及び脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に資する事業（以下「持続可能な兵庫づくり事業」という。）の資金に充てるため、持続可能な兵庫づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金から生ずる収入額

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実有利な方法により保管するものとする。

（処分）

第4条 基金は、持続可能な兵庫づくり事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（補則）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



美術品等取得基金条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和5年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第2号

美術品等取得基金条例等の一部を改正する等の条例

（美術品等取得基金条例の一部改正）

第1条 美術品等取得基金条例（昭和46年兵庫県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「もつて」を「もって」に改める。

第5条の見出しを「（繰替運用）」に改め、同条第2項を削る。

（市町財政等調整基金条例の一部改正）

第2条 市町財政等調整基金条例（昭和49年兵庫県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「従つて」を「従って」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

(勤労者福祉基金条例の一部改正)

第3条 勤労者福祉基金条例(昭和56年兵庫県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(繰替運用)」に改め、同条第2項を削る。

(芸術文化センター事業基金条例の一部改正)

第4条 芸術文化センター事業基金条例(平成2年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(繰替運用)」に改め、同条第2項を削る。

(芸術文化振興基金条例の一部改正)

第5条 芸術文化振興基金条例(平成2年兵庫県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(繰替運用)」に改め、同条第2項を削る。

(県民緑税条例の一部改正)

第6条 県民緑税条例(平成17年兵庫県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(繰替運用)」に改め、同条第2項を削る。

(はばたンスポーツ基金条例の一部改正)

第7条 はばたンスポーツ基金条例(平成19年兵庫県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(繰替運用)」に改め、同条第2項を削る。

(ふるさとひょうご寄附基金条例の一部改正)

第8条 ふるさとひょうご寄附基金条例(平成20年兵庫県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(繰替運用)」に改め、同条第2項を削る。

(県有施設等整備基金条例の一部改正)

第9条 県有施設等整備基金条例(平成30年兵庫県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(繰替運用)」に改め、同条第2項を削る。

(地域創生基金条例の一部改正)

第10条 地域創生基金条例(平成30年兵庫県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(繰替運用)」に改め、同条第2項を削る。

(森林環境事業基金条例の一部改正)

第11条 森林環境事業基金条例(平成31年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(繰替運用)」に改め、同条第2項を削る。

(基金管理特別会計条例及び関連法人事業基金条例の廃止)

第12条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 基金管理特別会計条例(平成19年兵庫県条例第1号)
- (2) 関連法人事業基金条例(平成19年兵庫県条例第3号)

附 則

この条例は、令和5年3月31日から施行する。



離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第3号

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成5年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成35年3月31日」を「令和15年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第4号

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例の一部を改正する
条例

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例(平成24年兵庫県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第47条及び第48条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第5号

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和3年兵庫県条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則ただし書中「第3条の改正規定及び」及び「幼稚部及び」を削り、「令和6年1月1日」を「令和6年1月1日から、第3条の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定(幼稚部に係る部分に限る。)は令和8年1月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第6号

兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例(昭和45年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「及び西宮分館」を削る。

第2条第3項を削る。

第9条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第11条中「並びに」を「及び」に改め、「及び第2項」を削る。

第13条第2項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

別表第3の2を削る。

(兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和2年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条の改正規定中「改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「本館」の右に「又は西宮分館」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える」を「改める」に改め、同条第2項を削る。

第6条の改正規定中「第6条第1項中「本館」の右に「又は西宮分館」を加え、同条第2項」を「第6条

第2項」に改める。

第8条の2の改正規定中「第8条の2第1項中「本館」の右に「又は西宮分館」を加え、同条第2項」を「第8条の2第2項」に改める。

第11条の改正規定中「「第3項」を「第4項」に、」を削る。

第13条の改正規定中「「第5条第4項」を「第5条第5項」に、」を削る。

別表第1の次に1表を加える改正規定を削る。

附則中「、第5条の改正規定（同条第4項中「分館」を「王子分館」に改める部分を除く。）、第6条第1項及び第8条の2第1項の改正規定」及び「、別表第1の次に1表を加える改正規定」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。



安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第7号

安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例

安心こども基金等設置条例（平成21年兵庫県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。